

定例監査の結果（令和3年7月30日決定分）

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向くなどし、提出された監査資料を基に、平成30年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	県立総合技術研究所畜産技術センター	令和3年6月16日	令和3年6月11日	実地	2
2	県立教育センター	令和3年6月17日	令和3年6月14日	実地	3
3	県立広島叡智学園高等学校	令和3年7月30日 令和2年10月21日	令和2年10月21日	実地	5
4	県立広島叡智学園中学校	令和3年7月30日 令和2年10月21日	令和2年10月21日	実地	9
5	福山北警察署	令和3年6月21日	令和3年6月21日	実地	10

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期末納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1 県立総合技術研究所畜産技術センター

(1) 機関の概要

- ・ 主な業務 畜産に関する技術の試験研究及びその成果の技術移転
畜産に関する技術の指導，研修及び情報提供
- ・ 所在地 庄原市七塚町 5584
- ・ 組織体制 4部1課（総務部（管理課），技術支援部，飼養技術研究部，育種繁殖研究部）
- ・ 職員数 29人（令和3年4月1日現在の常勤職員及び再任用職員の合計）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり，重要な点において指摘事項等はなかった。

2 県立教育センター

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究
教育関係職員の研修
県立学校及び市町立学校に係る教育指導
高等学校生徒の実習
教育に関する資料の収集、作成、教育関係職員への提供
教育に関する相談
その他教育の振興充実に関し必要な事業
- ・所在地 東広島市八本松南一丁目2番1号
- ・組織体制 5部（総務部、企画部、教科教育部、特別支援教育・教育相談部、教育情報部）
- ・職員数 50人（令和3年4月1日現在の常勤職員数）
- ・事業実績（令和2年度）

ア 研修事業

区 分		受講者数 (人)	
教職員研修	専門研修（基礎・充実・発展）	394	
	指定研修	初任者研修，教職経験者研修（2年目，6年目），中堅教諭等資質向上研修 ※養護教諭を含む	1,661
		管理職研修	453
	推薦研修	教育総合講座	139
		教員長期研修	19
	支援事業	サテライト講座	2,005
		【学校対象】課題解決サポート	721
		【個人・グループ対象】悩み解決サポート	189
	事務職員研修		635
合 計		6,216	

イ その他の事業

- 研究事業（3テーマ）
- 教育相談事業（700件）
- 科学研究奨励事業（広島県科学賞・入賞2,460点）
- 国際化事業（8か国，1機関，1事業，研修員10人受入れ）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、消防用設備等保守点検に係る3種煙感知器、誘導灯及び制御盤の数量を誤って特記仕様書を作成していた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立教育センター庁舎総合管理業務（令和元～3年度）
-----	-----------------------------

3 県立広島叡智学園高等学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 17 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 0 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 物品購入に係る事務処理について

物品購入に係る事務処理について、次のとおり不適正なものがあった。適正な事務処理に努められたい。

- (ア) 一部は平成 30 年度に発注・納品されているが、令和元年度の契約に含めて処理し、代金を新年度 (令和元年度) の予算から支出していた。

品名	出入管理設備
根拠	地方自治法第 208 条 地方自治法施行令第 143 条第 1 項第 4 号 広島県物品管理規則第 4 条

- (イ) 発注決裁書を作成していなかった。

品名	厨房調理機器 (平成 30 年度購入) 厨房保管及び衛生機器 (平成 30 年度購入) 造作家具等 (Cafeteria) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (Language Center) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (Administration Center) (平成 30 年度購入) 造作家具等 (式典用) (平成 30 年度購入) 収納家具等 一式 (令和元年度購入)
根拠	広島県物品管理規則第 10 条第 1 項

- (ウ) 発注決裁書を契約締結後に作成していた。

品名	シンク付両開き収納 ほか (令和元年度購入 3 件) 生徒用ロッカー (令和元年度購入 3 件)
根拠	広島県物品管理規則第 10 条第 1 項

イ 備品の管理について

次の備品について、備品出納簿による記録管理が行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。

品名	サッカーゴール 2台 (1組)
根拠	広島県物品管理規則第41条

ウ 物品購入に係る節の区分について

物品を購入する経費について、次のとおり誤った支出科目(節)で支出しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 備品購入費の節で消耗品も購入していた。

品名	収納家具等 一式 (令和元年度購入)
根拠	地方自治法施行規則第15条第2項

(イ) 備品の購入に一部需用費の節が充てられていた。

品名	厨房調理機器 (平成30年度購入) 厨房保管及び衛生機器 (平成30年度購入)
根拠	地方自治法施行規則第15条第2項

(ウ) 契約金額の一部を誤って需用費ではなく備品購入費の節で支出していた。

品名	カーテン・ブラインド (令和元年度購入)
根拠	地方自治法施行規則第15条第2項

(エ) 需用費と備品購入費の節の内訳金額を誤って支出していた。

品名	電子黒板機能付きプロジェクター ほか (令和元年度購入)
根拠	地方自治法施行規則第15条第2項

エ 物品購入に係る予定価格の設定について

次の物品の購入において、予定価格調書作成後に調達の内容を変更したにもかかわらず、当初の設計により作成した予定価格によって入札を実施していた。適正な事務処理に努められたい。

品名	造作家具等 (Cafeteria) (平成30年度購入) 造作家具等 (式典用) (平成30年度購入)
根拠	広島県契約規則第19条

オ 委託契約に係る事務処理について

次の委託契約において、(ア)及び(イ)のとおり不適切な事務処理が行われていた。適正な事務処理に努められたい。

契約名	広島県立広島叡智学園中学校・高等学校 消防用設備等保守点検業務 (令和2年度)
-----	-----------------------------------------

(ア) 予定価格が広島県契約規則で定めた随意契約によることができる上限額を超えていたに

もかかわらず、超えていないものと誤認して随意契約していた。

根拠	広島県契約規則第 29 条
----	---------------

(イ) 消火器の数量及び感知器の種類・数量を誤って特記仕様書を作成していた。

カ フロン類を使用した機器の点検等について

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、フロン類を使用した第一種特定製品（業務用空調機器及び冷蔵冷凍機器）については、簡易点検の実施及び製品ごとに記録簿を作成・保存することとなっているが、次の使用機器について、簡易点検を実施しておらず、記録簿も作成していなかった。適正な事務処理に努められたい。

使用機器	冷温水機 8 台
根拠	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第 16 条 第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項（平成 26 年経・環告示第 13 号）

【改善を求める事項】

ア 物品契約事務の適正化について

物品契約事務において、同じ仕様や同種の物品を同時期に購入しているにもかかわらず、合理的な理由なく分割して発注している契約があった。物品購入の契約を締結する場合は、契約の公平性、透明性を確保するため、一般競争入札（予定価格が基準額以上であれば特定調達契約）に付することが原則であり、また、法令、規則等に従って正確な方法で契約する必要があることから、適切な契約方法を選定し、適正な事務処理を行う必要がある。

品名	シンク付両開き収納 ほか（令和元年度購入 3 件）
----	---------------------------

品名	生徒用ロッカー（令和元年度購入 3 件）
----	----------------------

品名	電子黒板機能付きプロジェクター（令和元年度購入 2 件）
----	------------------------------

品名	厨房調理機器（平成 30 年度購入） 厨房保管及び衛生機器（平成 30 年度購入）
----	----------------------------------------------

品名	造作家具等（Cafeteria）（平成 30 年度購入） 造作家具等（Language Center）（平成 30 年度購入） 造作家具等（Administration Center）（平成 30 年度購入） 造作家具等（式典用）（平成 30 年度購入）
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

イ 備品登録について

厨房調理機器、厨房保管及び衛生機器や特別教室棟の収納家具一式の購入に伴う備品登録について、取得金額で登録されていないものや備品登録されていないものが多数見受けられた。再度確認を行い、適切に備品登録を行う必要がある。

ウ 工事の執行について

教育委員会においては、一件 500 万円未満の営繕工事については事務の委任を受けているが、一件 500 万円以上の営繕工事については営繕課で行うこととされている。

しかし、請負金額が 1,900 万円余の防犯カメラ及び赤外線センサー等設置工事について、建物外の工事が含まれることから、営繕工事に該当しない土木工事として学校で発注していた。当該工事については、営繕工事に該当するものと考えるのが相当と思われ、工事の発注に当たっては疑義が生じないよう、教育委員会事務局及び営繕課と十分に調整を行う必要がある。

4 県立広島叡智学園中学校

(1) 機関の概要

- ・主な業務 教育基本法に基づく中学校教育の実施
- ・所在地 豊田郡大崎上島町大串 3137 番地 2
- ・教職員数 (令和 2 年 5 月 1 日現在)
 - 本務者数 21 人
 - 非常勤講師数・再任用短時間勤務職員数 0 人
- ・生徒の状況

学年	1	2	計
総定員 (人)	40	40	80
生徒数 (人)	40	39	79
充足率 (%)	100.0	97.5	98.8

(注)・「学年」の生徒数等は、令和 2 年 5 月 1 日現在である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5 福山北警察署

(1) 機関の概要

- ・主な業務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査，被疑者の逮捕，交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務
- ・所在地 福山市神辺町大字新道上三丁目 14 番
- ・所管区域 福山市北部及び神石郡神石高原町
- ・管内面積 648.44 km²
- ・管内人口 135,590 人（令和3年4月1日現在）
- ・組織体制 8 課（警務課，留置管理課，会計課，生活安全課，地域課，刑事課，交通課，警備課）
- ・職員数（令和3年4月1日現在）
 - 常勤職員数 154 人
 - 会計年度任用職員数・特別職非常勤職員数 14 人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて，次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

工事請負契約における事務処理について

警察署が実施する随意契約については，見積徴取の業者選定において，選定基準が明確ではなく，選定する業者も固定化されている傾向にある。

また，落札率についても，低価格入札での落札が頻発する状況にあり，品質が確保できない工事や労務賃金等へのしわ寄せ，安全管理の不徹底等が懸念される。

予定価格が 250 万円未満の工事において，随意契約による契約方式を選択する場合であっても，契約の公正性や競争性が確保され，かつ過度の低価格入札への対応策にも配慮した取組を検討していただきたい。

契約名	19-1 神石郡神石高原町井関ほか路側式道路標識工事（令和2年度）
	19-2 神石郡神石高原町小島ほか路側式道路標識工事（令和2年度）